

資料2 利活用方策の検討

IC自動車検査証の利活用イメージ

○ IC自動車検査証の空き領域を用いて、官民さまざまなプレイヤーによる利活用を促進し、自動車関連産業の生産性向上、自動車ユーザーの利便性向上、各種行政活動の向上を目指す。

ポイントサービスの基盤

- ✓ 整備工場における点検・整備等に応じたポイントサービス
- ✓ ガソリンスタンドにおけるガソリン購入量、タイヤ交換等に応じたポイントサービス



その他の利活用策

- ✓ 新車販売時に車両の点検サービスをパック販売した際の点検チケット代わりとしてのICチップの活用



官民さまざまなプレイヤーによる利活用を促進

自動車関連産業の
生産性向上

自動車ユーザーの
利便性向上

各種行政活動の向上

IC自動車検査証の利活用検討における論点

○ IC自動車検査証の利活用方策を実現するために必要な検討事項として、制度面、技術面、運用面の観点から、以下の論点に基づき、アイデア整理等に基づき検討。

視点	利活用検討の論点	論点の内容
制度面	1. 利活用事務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> IC自動車検査証の利活用を行う者として規定されている、行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者それぞれにおける利活用事務の範囲を検討する。
	2. 利活用事務の主体の範囲	<ul style="list-style-type: none"> IC自動車検査証の利活用を行う者として規定されている、行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者それぞれにおける利活用主体の範囲を検討する。
	3. 利活用事務に係る要件及びそのチェックの仕組み	<ul style="list-style-type: none"> IC自動車検査証の利活用事務及び利活用事務の主体に関し、国による関与の可否を検討する。 利活用事務の実施が認められる要件及びそのチェックの仕組みを検討する。 利活用事務の主体に対する管理・監督の可否を検討する。
技術面	4. 利活用方式	<ul style="list-style-type: none"> IC自動車検査証の利活用を実現する手段として、他の論点の整理を踏まえ、どのような方式が適用か、検討する。
	5. IC自動車検査証の利活用にあたっての技術的要件	<ul style="list-style-type: none"> IC自動車検査証を利活用する際に、システムにおいて国交省が実施すべき技術的措置及び利活用者側に求める環境・技術的条件を検討する。
	6. IC自動車検査証記録事項の安全管理措置の基準	<ul style="list-style-type: none"> IC自動車検査証の利活用における、記録事項の漏洩、減失又は毀損の防止等の安全管理措置の基準を検討する。
運用面	7. 利活用事務の各段階の留意点	<ul style="list-style-type: none"> IC自動車検査証の利活用事務の各段階における留意点について検討する。

(第7回検討会資料より)

ユースケースの考察から得た検討事項の整理(案)

○ 資料 1 におけるユースケースの考察から得た検討事項は以下のとおり。

視点	利活用検討の論点	検討事項の整理 (案)
制度面	1. 利活用事務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> IC自動車検査証の利活用をする主体（行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者）ごとに利活用事務の範囲を限定するべきか。 現在実施されていない又は効率性が向上するものであることが必要ではないか。 利用される見込みが十分にあることが必要ではないか。 現行の法制度上認められていないものについては、制度改正の見込みがあるか。
	2. 利活用事務の主体の範囲	<ul style="list-style-type: none"> アプリの搭載者、情報の記録者及び情報の閲覧者をそれぞれ限定する必要があるか。 記録された情報を利用する主体は広く認められるべきではないか。
	3. 利活用事務に係る要件及びそのチェックの仕組み	<ul style="list-style-type: none"> アプリの開発やICカードへのアプリの搭載・消去について、国の関与が必要か。 ICカードへの情報の記録者等を限定する場合、どのような要件及びチェックの仕組みが必要か。 書込・閲覧等の権限をその主体ごとに管理する必要があるか。 また、管理が必要な場合、こういった単位（本店・営業所等）で権限を付与するか。
技術面	4. 利活用方式	<ul style="list-style-type: none"> データ量等に応じた利活用方式を実現する場合、自動車検査証情報以外に、ICチップに車両を識別する情報(車両ID等)を格納する方式が必要か。 多くの主体に共通的に利用される情報を記録し、誰でも情報を閲覧できる領域が必要か。 多様な利活用を可能とするため、使用できるデータ量の上限を設けるべきか。
	5. IC自動車検査証の利活用にあたっての技術的要件	<ul style="list-style-type: none"> 国交省と利活用の主体は、それぞれどのような環境（システム整備、機器の調達、データ容量等）やカード機能を準備するべきか。 ICチップに書き込まれた情報の真正性を担保する必要があるか。
	6. IC自動車検査証記録事項の安全管理措置の基準	<ul style="list-style-type: none"> 利活用する主体や個人情報の有無によって、講じる安全管理措置に違いを設けるか。 ICチップに書き込まれた情報の漏洩を予防する仕組みをどのように設けるか。
運用面	7. 利活用事務の各段階の留意点	<ul style="list-style-type: none"> すべての利活用事務の開始に当たって同意を取る手続が必要か。 不適切な利用があった場合に、どのような措置をとる必要があるか。 変更登録等でIC自動車検査証が新たに交付された際、情報を引き継ぐ措置を行う必要があるか。